

新生児聴覚検査費用の一部助成について

余市町では、新生児聴覚検査費用(赤ちゃんの聴覚に異常がないかを早期に発見するための検査です。)の一部助成を実施しています。ぜひご利用ください。

生まれつき、両側の耳の聞こえに異常があるお子さんは、およそ 1,000 人に 1~2 人といわれています。この検査により聴覚の異常を早期に発見し適切な治療を行うことで、言葉の発達へ大きな効果が期待できます。聞こえの障がいは目に見えず発見が遅れがちですが、早期に発見するためにも、新生児聴覚検査を受けることをお勧めします。

●検査対象となる方●

余市町に住民登録(予定)のある赤ちゃん。

★検査時点で余市町から転出された方は、助成対象となりません。

★転出日以降に受診票を使用し余市町に請求した場合、返還金が発生することがありますのでご注意ください。



●対象となる検査と検査時期●

- ・自動 ABR(自動聴性脳幹反応検査…音を聞かせて脳の反応をみる検査)
- ・OAE 検査(耳音響放射検査…内耳から返ってきた反響音を調べる検査)

・通常、分娩した医療機関で入院中に行われ、生後3日以内に初回検査が行われます。

・自動 ABR、OAE 検査のいずれも、赤ちゃんが眠っている間にヘッドホンのような機械をあてて5分程度測定します。痛みはありません。

★検査結果は通常、専用用紙に印字されて、入院中に報告されます。結果用紙は母子手帳に貼るなどして失くさないようにしてください。

●助成内容●

対象となる検査のいずれか1回分(初回検査のみ)の費用を、5,000 円を上限に助成します。

★上限を超えた額は…自己負担となります。

★保険診療で受けた場合…助成の対象外となります。



●受診票について●

(北海道内の医療機関)…受診の際、受診票・医療機関宛文書・請求書を医療機関に提出してください。

★受診票は破損や紛失をしないよう、大切に保管してください。

(北海道外の医療機関)…町発行の受診票は使えません。償還払い制度(払い戻し)の手続きが必要となりますので、次の①~④を「役場子育て・健康推進課」までご持参ください。申請できる期限は、受診日から1年以内です。

- ① 新生児聴覚検査結果が記載されているものの写し
- ② 支払い済みの領収証原本(聴覚検査分の費用が明確に区分されているもの)
- ③ 印鑑(スタンプ印、シャチハタ印は不可)
- ④ 通帳、キャッシュカードなど振込先の方角のもの(口座支払いとなるため)

受診票は委託医療機関から余市町へ提出されます。今後、子育ての相談や支援を行うために、ご連絡させていただくことがありますので、ご理解とご了承をお願いします。

❖ 問い合わせ先 ❖

余市町役場民生部子育て・健康推進課 健康推進グループ ☎:0135-21-2122(課直通)